

JPTEC 愛知感染対策班運用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、愛知県内で開催される JPTEC プロバイダーコース等(以下「コース」という。)の実施に際し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体が定める「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針(ガイドライン)」及び「JPTEC 愛知のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー(以下「ポリシー」という。)」等に基づくコースにおける感染対策の質を担保する感染対策班の運用方法を定める。

(名称)

第2条 本班は、「JPTEC 愛知感染対策班 (JPTEC 愛知 ICT(Infection Control Team))」と称する。

(構成員等)

第3条 本班は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1)JPTEC 指定地域世話人でない感染制御の専門的知識を有する医療従事者
- (2)JPTEC 指定地域世話人の消防吏員 (各メディカルコントロール地区より1名)
 - 2 構成員の選任は、自薦又は他薦とし、愛知県世話人会が決定する。
 - 3 構成員の任期は、ポリシーに定める step3 を終えるまでとする。

(事務)

第4条 本班は感染対策の見地に基づき、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1)JPTEC 指定地域世話人でない感染制御の専門的知識を有する医療従事者
 - ア コース開催前における会場、参加人数、人流やタイムスケジュールに関する助言
 - イ コース開催後における感染対策に係る助言
- (2)JPTEC 指定地域世話人の消防吏員
 - ア 第3条1号の者を補佐し、JPTEC 愛知感染対策班へ情報の提供
 - イ 検証内容に応じた教材を、愛知県世話人会へ提供

(報酬)

第5条 構成員は無報酬とする。

(その他)

第6条 その他、新型コロナウイルス感染症等の感染対策に必要な事項は JPTEC 中部愛知県世話人会において審議し決定する。

附 則

この要綱は、2021年7月1日から運用する。